

岐阜県老人福祉法施行細則

昭和 38 年 10 月 30 日

岐阜県規則第 109 号

(総則)

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）の施行については、法、老人福祉法施行令（昭和 38 年政令第 247 号。以下「施行令」という。）及び老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(老人居宅生活支援事業開始届)

第 2 条 法第 14 条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届（別記第 1 号様式）によらなければならない。

(老人居宅生活支援事業変更届)

第 3 条 法第 14 条の 2 の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届（別記第 2 号様式）によらなければならない。

(老人居宅生活支援事業廃止（休止）届)

第 4 条 法第 14 条の 3 の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止（休止）届（別記第 3 号様式）によらなければならない。

(老人デイサービスセンター等設置届)

第 5 条 法第 15 条第 2 項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等設置届（別記第 4 号様式）によらなければならない。

(老人デイサービスセンター等事業変更届)

第 6 条 法第 15 条の 2 第 1 項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等事業変更届（別記第 5 号様式）によらなければならない。

(老人デイサービスセンター等廃止（休止）届)

第 7 条 法第 16 条第 1 項の規定による届出は、老人デイサービスセンター等廃止（休止）届（別記第 6 号様式）によらなければならない。

(養護老人ホーム等設置届)

第 8 条 法第 15 条第 3 項の規定による届出は、養護老人ホーム設置届（別記第 7 号様式）又は特別養護老人ホーム設置届（別記第 7 号様式の 2）によらなければならない。

(養護老人ホーム等設置認可申請書)

第 8 条の 2 法第 15 条第 4 項の規定による認可の申請は、養護老人ホーム設置認可申請書（別記第 8 号様式）又は特別養護老人ホーム設置認可申請書（別記第 8 号様式の 2）によらなければならない。

(養護老人ホーム等事業開始届)

第 9 条 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者は、当該施設の事業を開始したときは、養護老人ホーム等事業開始届（別記第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

(養護老人ホーム等事業変更届)

第 10 条 法第 15 条の 2 第 2 項の規定による届出は、養護老人ホーム等事業変更届（別記第 10 号様式）によらなければならない。

(養護老人ホーム等廃止・休止・入所定員変更届)

第 11 条 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、養護老人ホーム等廃止・休止・入所定員変更届 (別記第 12 号様式) によらなければならない。

(養護老人ホーム等廃止・休止・入所定員変更認可申請書)

第 11 条の 2 法第 16 条第 3 項の規定による認可の申請は、養護老人ホーム等廃止・休止・入所定員変更認可申請書 (別記第 13 号様式) によらなければならない。

(改善命令による措置結果報告書)

第 12 条 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者は、法第 19 条第 1 項の規定によつて施設の設備又は運営の改善を命ぜられたときは、当該処分を受けた日から 30 日以内に改善命令による措置結果報告書 (別記第 14 号様式) を知事に提出しなければならない。

(軽費老人ホーム設置届等)

第 13 条 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号) 第 62 条第 1 項の規定による軽費老人ホームの設置経営の届出は、軽費老人ホーム設置届 (別記第 15 号様式) によらなければならない。

2 社会福祉法第 62 条第 2 項の規定による軽費老人ホームの設置経営の許可の申請は、軽費老人ホーム設置許可申請書 (別記第 16 号様式) によらなければならない。

(軽費老人ホーム事業変更届等)

第 14 条 社会福祉法第 63 条第 1 項の規定による軽費老人ホームに係る変更の届出は、軽費老人ホーム事業変更届 (別記第 17 号様式) によらなければならない。

2 社会福祉法第 63 条第 2 項の規定による軽費老人ホームに係る変更の許可の申請は、軽費老人ホーム事業変更許可申請書 (別記第 18 号様式) によらなければならない。

(軽費老人ホーム廃止届)

第 15 条 社会福祉法第 64 条の規定による軽費老人ホームの事業廃止の届出は、軽費老人ホーム廃止届 (別記第 19 号様式) によらなければならない。

(老人福祉センター事業開始届等)

第 16 条 社会福祉法第 69 条第 1 項の規定による老人福祉センターの事業開始の届出は、老人福祉センター事業開始届 (別記第 20 号様式) によらなければならない。

2 社会福祉法第 69 条第 2 項の規定による老人福祉センターに係る変更又は老人福祉センターの事業廃止の届出は、老人福祉センター事業変更届 (別記第 21 号様式) 又は老人福祉センター事業廃止届 (別記第 22 号様式) によらなければならない。

(準用)

第 17 条 第 12 条の規定は、市町村、社会福祉法人その他の者が、社会福祉法第 71 条の規定により必要な措置を採るべき旨を命ぜられた場合並びに認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が、法第 18 条の 2 第 1 項の規定により改善に必要な措置を採るべきことを命ぜられた場合及び有料老人ホームの設置者が、法第 29 条第 15 項の規定により改善に必要な措置を採るべきことを命ぜられた場合について準用する。

(有料老人ホーム設置届)

第 18 条 法第 29 条第 1 項の規定による有料老人ホームの設置の届出は、有料老人ホーム設置届 (別記第 23 号様式) によらなければならない。

2 法第 29 条第 2 項の規定による有料老人ホームに係る変更の届出は、有料老人ホーム事業変更届 (別記第 24 号様式) によらなければならない。

3 法第 29 条第 3 項の規定による有料老人ホームの廃止又は休止の届出は、有料老人ホーム事業廃止 (休止) 届 (別記第 25 号様式) によらなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 6 月 29 日規則第 55 号）

- 1 この規則は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 28 条第 1 項の規定に基づく措置に要する費用の全部又は一部を徴収されている納入義務者に係る徴収額については、この規則による改正後の岐阜県老人福祉法施行細則（次項において「改正規則」という。）第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、昭和 59 年 6 月分までは、なお従前の例による。
- 3 改正規則に規定する様式については、この規則の施行後も昭和 60 年 3 月 31 日までの間に限り、改正前の岐阜県老人福祉法施行細則の様式に所要の調整をしたものによることができる。

附 則（昭和 60 年 7 月 1 日規則第 4 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県老人福祉法施行細則の規定は、昭和 60 年 7 月分の被措置者の徴収額から適用し、同年 6 月分までの被措置者の徴収額については、なお従前の例による。

附 則（昭和 61 年 7 月 1 日規則第 54 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県老人福祉法施行細則別表第 1 及び別表第 2 の規定は、昭和 61 年 7 月分の徴収額から適用し、同年 6 月分までの徴収額については、なお従前の例による。

附 則（昭和 62 年 4 月 1 日規則第 38 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 7 月 1 日規則第 63 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県老人福祉法施行細則別表第 1 の規定は、昭和 62 年 7 月分の徴収額から適用し、同年 6 月分までの徴収額については、なお従前の例による。

附 則（昭和 63 年 7 月 1 日規則第 51 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県老人福祉法施行細則別表第 1 及び別表第 2 の規定は、昭和 63 年 7 月分の徴収額から適用し、同年 6 月分までの徴収額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 7 月 1 日規則第 48 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県老人福祉法施行細則別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成元年 7 月分の徴収額から適用し、同年 6 月分までの徴収額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 11 月 24 日規則第 77 号）

- 1 この規則は、平成元年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている合格証、許可書等の証票は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成 2 年 7 月 1 日規則第 37 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の岐阜県老人福祉法施行細則別表第一の規定は、平成2年7月分の徴収額から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月29日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年4月1日規則第28の2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第十条及び第11条の規定は、平成3年4月分の保護措置費から適用し、同年3月分までの保護措置費については、なお従前の例による。

附 則（平成3年7月1日規則第58号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県老人福祉法施行細則別表第1及び別表第2の規定は、平成3年7月分の徴収額から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

附 則（平成4年7月1日規則第44号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県老人福祉法施行細則別表第1の規定は、平成4年7月分の徴収額から適用し、同年6月分までの徴収額については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月31日規則第24号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成6年10月14日規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年2月28日規則第10号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により提出されている届出は、この規則による改正後の規則により提出された届出とみなす。

附 則（平成9年3月10日規則第4号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成12年3月31日規則第127号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第28号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定に

かかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成 22 年 3 月 25 日規則第 18 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（令和 3 年 3 月 16 日規則第 25 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 148 号）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県老人福祉法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県老人福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日規則第 15 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県老人福祉法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県老人福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。